

## ツキノワグマ特定計画（事例 2）

### (1)策定年度

- ・平成 14 年度

### (2)目的

- ・人身被害の回避
- ・農林畜産被害の軽減
- ・地域個体群の長期にわたる維持

### (3)目標

- ・被害防除対策：農林作物家畜等の被害を軽減（指標については今後導入）
- ・個体群管理：現在の個体数の維持、錯誤捕獲の減少 等
- ・生息地の保護及び整備：奥山における良好な生息環境の保全、里山・集落周辺ではツキノワグマが生息・出没しにくい環境に誘導
- ・普及啓発：地域住民への特定計画の理解を深め、ツキノワグマと人との共存の土壌を醸成

### (4)モニタリング項目

#### ①個体群動態

- ・生息状況（生息数）
- ・個体情報（年齢、栄養状態等）

#### ②被害

- ・被害額

#### ③生息環境

- ・堅果類の豊凶

#### ④その他

- ・住民意識

### (5)達成状況の評価

- ・変化なし

（理由）

- ・大きく悪化していないが、平成 16 年の異常出没による捕獲数の増加の影響が懸念

### (6)経過

①環境省 RDB に絶滅のおそれのある地域個体群として掲載

②平成 14 年に地域個体群に関わる 3 県が連携して共通の特定計画を策定

- ・捕獲上限目安を設定（48 頭）し地域個体群の維持を図る
- ・農林畜産被害への電気柵の活用
- ・猟友会へ放獣補助業務の委託による学習放獣の体制整備
- ・錯誤捕獲対策として連絡体制の強化、くくり罠設置への注意



の呼びかけ 等

④異常出没時に捕獲数が増加

- ・捕獲数 H14: 63 頭 → H15: 18 頭 → H16: 115 頭
- ・堅果類の豊凶により 1 年おきに異常出没

③農林業被害の推移

- ・被害額 (千円) H14: 8,118 → H15: 1,510 → H16: 1,883
- ・堅果類の豊凶の影響がある

⑤被害発生等により地域住民の理解が得られず、学習放獣の場所の確保が困難

⑥依然として錯誤捕獲の発生

(7)課題

①異常出没時の捕獲数の抑制

- ・地域住民への理解を進める
- ・堅果類の豊凶予測等により事前の対応

②学習放獣の推進

- ・地元住民の理解が得られないことや放獣場所の確保が困難

③錯誤捕獲防止

## ニホンザル特定計画（事例 1）

### (1)策定年度

- ・平成 14 年度

### (2)目的

- ・地域個体群の安定的な存続
- ・農林業被害の軽減
- ・生活環境被害の軽減

### (3)目標

- ・長期的な目標  
地域個体群の維持及び生息環境の保全、人とサルとのすみ分け、農林業被害の軽減
- ・計画期間の目標  
サルの生息域拡大の防止、農林業被害の段階的軽減、住民の理解の促進、生息状況等のデータの収集整備

### (4)モニタリング項目

#### ①個体群動態

- ・ 個体情報（出産率）
- ・ 捕獲情報（捕獲位置）
- ・ 捕獲数

#### ②被害

- ・ 被害量
- ・ 被害発生地点

#### ③生息環境

- ・ 土地利用変化（未実施）

### (5)達成状況の評価

- ・ 目標に近づいている  
(理由)
- ・ 被害額の減少

### (6)経過

- ①1970年代頃はほとんど奥山に生息していたが、1970年代後半から農林業被害が発生  
1980年代から観光客の餌付け等により人慣れしたサルによる人身被害等が発生
- ②平成14年に特定計画策定



- ・ 追い払いのためのパトロール員の配置  
H14 2自治体 → H16 7自治体
- ・ 捕獲による対応  
H14 271頭 → H15 514頭
- ・ 電波発信機装着による管理

③被害額は減少しているが、生息域は拡大

・被害額 H14 37,513 (千円) → H15 20,413 (千円)

(7)課題

①生息域の拡大の防止

・生息域の最前線での対応が不十分であり、地域住民と行政の仲立ちができる地域に密着した専門家の配置

②地域における実施体制の整備の推進

・電波発信機によりサル群れの接近が分かっても対応ができない場合があることから、地域における実施体制の整備の推進

・地域住民を対象とした研修の開催と、参加者の活動への支援

・個体数調整に頼り、被害に強い地域作りができていないことから、被害対策への地域住民の主体的な参加と被害に強い地域づくりを推進

③特定計画にある個別の対策について目標を設定

・適切な目標設定の方法についてマニュアル化

## ニホンザル特定計画（事例 2）

### (1)策定年度

- ・平成15年度

### (2)目的

- ・農林業被害の軽減
- ・生活被害、人身被害の根絶
- ・地域個体群の安定的な存続

### (3)目標

- (2)目的に同じ

### (4)モニタリング項目

#### ①個体群動態

- ・生息状況（行動圏、個体数）
- ・加害レベル

#### ②被害

- ・被害状況（農林被害量、人身被害）

### (5)達成状況の評価

- ・目標に近づいている  
(理由)
- ・追い払い体制が整備された地域では効果
- ・発信機装着により加害個体および群れを把握できるようになった
- ・一部で加害レベルの悪化や行動圏が農地へシフト

### (6)経過

①餌付けや開発等による生息環境の悪化等により、農作物等への嗜好や依存度を高めた

②地域の産業構造の変化や高齢化、市街地の拡大などによりニホンザルへの地域の防除圧が低下

③行動域が山林から農地や住宅地に拡大し、農作物被害や生活被害を引き起こしている

④特定計画の策定（平成15年度）

- ・電波発信機の装着等による加害群の特定
- ・群れの追い払いや加害個体を特定した捕獲
- ・追い払い体制の整備



⑤追い払い体制が整備された地域では行動圏が変化し効果がみられる。

⑥個体数が減少する群れがある一方で、増加する群れも存在

⑦農業被害は概ね横ばい、人身被害はやや減少

(7)課題

①鳥獣法の許認可だけでは限界があることから、被害に強い地域づくりや生息環境管理（誘因物除去等）を推進

- ・農業や林業等の関係行政機関が一体となった取組

②農家と非農家住民では地域内で被害対策への温度差を踏まえ、全体として対策を推進

- ・地域内の合意形成を踏まえた鳥獣被害に強い地域づくり
- ・地域内だけでなく、地域間の連携した取組
- ・情報提供その他、地域の取組への支援体制の整備

③加害レベルの高い個体の増加による、被害拡大や群れの分裂を防止

- ・生態調査等を踏まえた地域個体群及び群れ毎の管理
- ・群れの分裂を避けるため捕獲方法に工夫
- ・隣接県との情報交換を密にして、県境をまたがる地域個体群への対応を検討

## イノシシ特定計画（事例 1）

### (1)策定年度

- ・平成 13 年度

### (2)特定鳥獣に係る特例

- ・猟期の延長（11/15～2/15 → 11/1～2/末）

### (3)目的

- ・被害の軽減

### (4)目標

- ・計画的な捕獲による捕獲管理システムを確立
- ・電気柵等の被害防除対策を一層進めることにより農林作物被害を最小限に食い止める
- ・イノシシの健全な個体群維持に努める

### (5)モニタリング項目

#### ①個体群動態

- ・生息実態(捕獲努力量)
- ・捕獲数
- ・個体情報（栄養状態）

#### ②被害

- ・被害額

### (6)達成状況の評価

- ・目標に近づいている

（理由）

- ・捕獲目標頭数をほぼ達成し、被害金額の減少が見られる一方で、以前は被害のなかった平野部で被害が報告

### (7)経過

- ①昭和 50～60 年にかけて生息数及び分布が拡大

- ②平成 13 年に特定計画策定

- ・年間捕獲目標の設定とモニタリングによる見直し

H16 狩猟 9,000 頭 個体数調整 6,000 頭 合計 15,000 頭

H17 狩猟 9,000 頭 個体数調整 8,000 頭 合計 17,000 頭

- ・箱ワナ・囲いワナの奨励による農地周辺での効率的捕獲

- ・電気柵等の被害防除施設の充実

（集落単位での集団整備、県による支援の充実）

- ・農地管理、作物の管理について指導員の配置による指導の徹底



- ③被害金額の減少を達成できたが平野部への新規侵入個体の発現

・農林業被害額（千円） H12: 141,560 → H16: 60,877

(8)課題

①平野部への新規侵入の防止

- ・重要な餌資源となる堅果類の植栽など奥山での整備等、広域的な生息地管理
- ・農地とイノシシ生息地の配置デザインの明確化
- ・防除に関する集落単位の合意形成



## イノシシ特定計画（事例 2）

### (1)策定年度

- ・平成15年度

### (2)特定鳥獣に係る特例

- ・狩猟期間の延長（11/15～2/15 → 11/15～3/15）

### (3)目的

- ・ 地域個体群の安定的維持
- ・ 被害軽減

### (4)目標

- ・ 農業被害を管理目標の指標とし、当面の管理目標として、被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑えることとし、「被害レベルを平成5年度程度に抑える」

### (5)モニタリング項目

#### ①個体群動態

- ・ 捕獲数

#### ②被害

- ・ 被害額
- ・ 防護柵設置状況（未集計）

### (6)達成状況

- ・ 変化無し

（理由）

- ・ 捕獲数が増加しているが、被害は減少していないため

### (7)経過

①平成14年度の捕獲数は平成5年度の約4.5倍である約8,300頭にも関わらず、農林作物被害額は平成5年のほぼ倍の約2億円となる

②平成15年度に特定計画策定

- ・ 狩猟期間の延長：1ヶ月間（猟期延長分の捕獲数は約800頭と推定）
- ・ 捕獲目標の設定：10,000頭
- ・ 被害額の目標：101,000（千円）
- ・ 耕作地周辺の被害要因の排除
- ・ 被害防除施設の充実（集落単位での集団整備）

：H15=15ha、H16=520ha

- ・ 研修の開催による被害要因の排除や防除方法の普及



③捕獲数は増加したが被害は減少傾向を見せない

・捕獲数の推移 (頭)

年度	H12	H13	H14	H15	H16
捕獲数	5,521	6,018	8,368	6,683	8,605

・被害額の推移 (千円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16
捕獲数	213,667	180,751	196,621	194,229	219,732

(8)課題

①被害の減少

- ・ 個体数調整以外の要因について分析し、対策の方向性を修正
- ・ モニタリングを踏まえた捕獲数目標、個体群を減少させるために十分なものに修正

## ニホンカモシカ特定計画（事例 1）

### (1) 策定年度

- ・ 平成11年度

### (2) 目的

- ・ 地域個体群の安定的な存続
- ・ 森林等の被害の防止

### (3) 目標

- (2)目的に同じ

### (4) モニタリング項目

#### ① 個体群動態

- ・ 生息密度、分布状況
- ・ 個体情報（年齢、妊娠率、栄養状態、外部計測）

#### ② 被害

- ・ 被害量
- ・ 効果調査

### (5) 達成状況

- ・ 評価不能

(理由)

- ・ 定量的な目標を設定していない

### (6) 経過

①昭和30年に種として国指定の特別天然記念物となり、その後の分布の拡大により昭和40年頃から造林木の食害が報告され、被害区域は年々拡大

②平成8年に「カモシカ保護管理及び農林業被害対策計画（県計画）」を策定し、個体数調整を含めた総合的な被害防除対策を実施

③平成11年に特定計画策定



- ・ 県計画を継続
- ・ 忌避剤及び防護柵の設置による被害防除
- ・ 個体数調整（加害個体の捕獲であり、全体の生息数を減少させるほどの捕獲圧はかけていない）

#### ④ 生息密度

カモシカ保護地域外の生息密度の推移（頭/km<sup>2</sup>）

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
生息密度	2.81	2.57	2.49	2.36	2.34	2.32	2.27	2.22	2.22

⑤被害状況

森林被害面積の推移 (ha)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
被害面積	148.18	150.08	118.31	126.22	150.70	138.92	156.60	127.58	98.73

(7)課題

- ①被害状況及び生息密度は僅かに低下している傾向を適切に評価できる目標の設定
- ②忌避剤と防護柵の設置等の被害防除対策の方が捕獲よりも被害防止効果が高いと考えられることを踏まえ、捕獲に依存する傾向の修正
  - ・地域に専門的な知見を持つ人材を配置することで、より効率的な対策を推進